みんなで支える介護保険

平成27年４月16日発行
介護保険課
229-3149　FAX229-3334

介護保険は、加齢による病気などによって必要とされる介護を、社会全体で支える制度で、その費用は、40歳以上の人の保険料と公費(税金)で賄われています。

その中でも65歳以上の人の介護保険料は、３年ごとに見直しが行われ、平成27年度から平成29年度までの介護保険料は、裏面の「介護保険料(平成27年度～平成29年度)」の表のとおりです。皆さんに納付していただく保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。介護サービスが必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう、ご協力をお願いします。

平成27年度介護保険制度改正のポイント

今回の制度改正は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に必要とされる介護サービスの増加を見据えて行われます。制度の持続可能性を高めるため、充実と重点化・効率化を図るもので、主な変更点は次のとおりです。

特別養護老人ホームの中重度者への重点化

平成27年４月以降、特別養護老人ホームに新たに入所できる人は、原則要介護３から５の人に限定されます。ただし、特別な事情のある場合は、入所できる場合があります。また、平成27年３月までに入所している人は、引き続き入所できます。

一定以上所得者の利用者負担の見直し

これまで、介護保険サービスを利用した場合、全ての人が１割負担で利用できましたが、平成27年８月から、一定以上の所得がある人は２割負担になります。

要介護認定を受けている全ての人へ、７月中に負担割合証を送付します。負担割合証には、サービスを利用時の利用者負担の割合(１割または２割)が記載されています。

※一定以上の所得がある人とは、本人の合計所得金額がおおむね160万円以上の人

食費･居住費の補助の適用条件の見直し

所得の低い人が特別養護老人ホームなどを利用した場合、申請によって食費・居住費の補助が受けられますが、平成27年8月から、一定以上の預貯金等の資産がある場合は、補助対象外になります。(申請時に、預金通帳等の写しの提出が必要)

予防給付の見直しと地域支援事業の充実

要支援者等の多様なニーズに対応するため、予防給付(訪問・通所介護)から介護予防・日常生活支援総合事業への移行とサービスの多様化などの取り組みを推進します。

※津市での移行は、平成29年４月を予定